

◇===== [第 38 号] =====◇

唯契の窓 唯物論的社会契約論研究所月報

2021 年 6 月 1 日

◇=====◇

いつになく早い梅雨入りを迎えました。これも気候変動の表れの一つと見做すべきなのでしょう。

今回はオリンピックの開催の是非をめぐる議論をメインにお届けします。

併せてコロナ感染症に隠れて進められる改憲策動についても簡単に触れておきます。

●===== [時事解説] =====●

CoVID-19 感染症のパンデミックがおさまらない中、東京オリンピック開催の可否を巡って様々な議論が行われています。既に世論の八割方は中止もしくは再延期が占めていますが、国際オリンピック委員会や日本オリンピック委員会そして菅自公政権は開催強行の方針を変えていません。なぜ I O C や政府はここまでオリンピック開催にこだわるのか。

もちろんオリンピック開催にかかわってきた各種企業・団体の金銭的利益を優先しようとしているのだという見解は当を得ていると思います。特に近年のオリンピックが商業主義に陥り、純粋なスポーツの祭典というよりもショービジネスとしての側面が強くなっているという批判もあります。選手の健康よりもオリンピックの開催を優先する姿勢が示されたのもその一つの側面だと言えるでしょう。具体的には、「国際オリンピック委員会（I O C）が東京五輪の参加選手らに対し、新型コロナウイルスや猛暑による「健康被害」のリスクは自己責任とする同意書の提出を義務付け」¹といった I O C の対応です。またディック・パウンド委員についても「イギリスを含め、海外メディアの多くが東京五輪の開催によって感染が拡大する恐れがあると警鐘を鳴らしているが、パウンド氏はそうした意見を一蹴する見解を示している」²と報道されています。こうした I O C や政府の姿勢に対して、「（トーマス・バッハや橋本聖子は）自分の考えと行動に自信を持ち、同時に常にお金の動きに目を配って、専門家からの不都合な意見には耳を傾けない」、「パンデミックにおいてもテレビ契約のある大会開催を守り抜こうとする姿勢こそが、I O C やオリンピック組織委員会に求められるスキルなのだ」といった批判が寄せられる³のは当然の事かと思われ

¹ スポニチ、5 月 2 9 日付

(<https://news.yahoo.co.jp/articles/9811c3e535ed1a30e10a687568817458a7355b48>)

² COURRIERJAPON、5 月 2 8 日付

(<https://news.yahoo.co.jp/articles/276bcb6c61de40bf6f377c1e1a2baca7d07f260e>)

³ COURRIERJAPON、5 月 1 8 日付

(https://courrier.jp/amp/245809/?utm_source=yahooneews&utm_medium=related&utm_campaign=245809)

ます。

こうした近年のオリンピックの在り方が、日本国民の生命・健康や国際的な競技条件の平等性などを考慮せず、利益追求のために開催を強行する姿勢の一つの要因であるということはまず間違いないところでしょう。

しかし日本の政府が今この時期のオリンピックに拘る要因はそれだけなのだろうかという疑問がぬぐえません。というのはかねてよりオリンピックについて、コロナ以前から日本人のもつ意識と先進諸国の国民の持つ意識にはかなり大きな隔たりがあることが報じられてきました。例えば、鴻上尚志氏は「オリンピックで大騒ぎするのはアジア人だけ。欧米人はメダルの数も気にしていない!？」⁴という記事の中で、外国人達をゲストに招いたあるテレビ番組の中で、外国ではあまりオリンピックに興味がないという反応に驚いて、彼らにそれが本当かどうか確かめたところ、「全員が異口同音に「だって、知らない選手を見て面白い？ サッカーだったら、応援している選手がいて、よく知っていて、だから興奮するじゃないか。でも、オリンピックって、どんなに高く跳んだり、遠くに投げても、知らない人だからさ。あんまり盛り上がらないんだよね」と当然の顔で答えました。」と紹介しています。

実際諸外国（おもにヨーロッパ）で人気のスポーツイベントを調査した報告を複数参照してみましたが、FIFA（サッカー）、4大スラム（テニス）、3大ツール（自転車）、その他バスケットボール、クリケット、ウインタースポーツなどで、オリンピックの名前は出てきませんでした。

こうした諸外国のオリンピックへの関心について調べている中で、ハッとさせられたのが、先の鴻上氏の記事の中にあった、諸外国では金メダルの獲得数に指して興味を抱いていないという指摘です。日本では「日の丸を背負う」等と表現されるように、オリンピックに参加することは「国の威信」と直結しています。こうした意識が諸外国においてはあまり見られません。このような意識は、むしろロシアや北朝鮮、旧東ドイツや旧ルーマニアなど、独裁的な政治体制を持つ国に強く見られる傾向だということです。オリンピック憲章にも「オリンピック競技大会は、個人種目または団体種目での選手間の競争であり、国家間の競争ではない」⁵と明記されています。こうしたメダル獲得数へのこだわりはもともとオリンピック精神に相応しいものではないにもかかわらず、なぜ日本においてはこのように醸成されてきたのか。

そうした疑問に一つの答えを出してくれそうな文書が『唯物論研究年誌第25号』に掲載されました。吉見俊哉氏へのインタビュー（聞き手は高山智樹氏）

⁴ 月刊SPA、2015年7月15日付 (<https://nikkan-spa.jp/893057>)

⁵ オリンピック憲章第1章6 オリンピック競技大会

で、「近代という祝祭の行方 万博・オリンピックと戦後日本」というタイトルにまとめられた文書です。このインタビューの中で、吉見氏は前回の「一九六四年のオリンピックが何であったのか解明しないと、二〇二〇年をめぐる問題が見えてこない」⁶と指摘し、次のように述べられています。

「結論的に言えば、一九六四年オリンピックの一番大きなポイントは、それがアジア太平洋戦争からの連続性の中で成立していたイベントであったということです。」⁷

どういう事か。戦後の日本においてオリンピックは「神聖化された」と言われますが、それはその前史、つまり「戦前に近代国家としての日本の発展をもっともシンボライズしていたのは軍事」⁸であり、「日本の帝國的な覇権が広がることによって、日本が東アジアにおいて欧米列強並みの帝国になっていくことが多くの日本人に願望されていた。それこそが、日本が近代国家になっていくことであると、明治から一九四五年までの日本人の意識の根底的な部分に刷り込まれ続けた」⁹けれど、敗戦によってその形での未来が消える。「それに代わって成長への願望を担うのは基本的に経済ですが、経済と言っても見えにくいから、成長がナショナルなシンボルと結びついたものとして、イベントが必要だったのだと思う」¹⁰。「だから、戦後の日本がアジアの帝國的覇権を失った後、なおポスト帝国であり続けようとしたとき、オリンピックや万博が浮かび上がってくる契機がどこかにあって、それが続いているのではないかと思います。それは平和の祭典であるオリンピックや万博が、背後に軍事と帝国の残影を抱え込んでいるという事でもあります。その連続性を見ないと、日本人はなんでこんなに万博とかオリンピックにこだわるのかが見えてこないと思」¹¹う、と指摘されていました。

一九六四年オリンピックへの評価として、吉見氏は「富国強兵と殖産興業の帝国日本の歴史が一九四五年で挫折して、その体制全体がアメリカという大きな傘の下に入っていく」¹²ことで生き延び、「その生き延びていった日本の象徴的な舞台としてオリンピックがしつらえられていった。だからこそ一九六四年のオリンピックは、軍事基地からオリンピック施設への転換、兵士からオリンピック選手への転換、女工から女子バレーボール選手への転換といった、さま

⁶ 「近代という祝祭の行方」、唯物論研究協会編、『唯物論研究年誌第25号』12頁、大月書店、東京、2020年10月22日。

⁷ 同。12頁。

⁸ 同。29頁。

⁹ 同。29頁。

¹⁰ 同。29頁。

¹¹ 同。29頁。

¹² 同。17頁。

ざまな転換がよく見えてくる舞台である」¹³わけで、「その転換を可能にしたのが日米安保体制だった」¹⁴と述べ、次のような見解を表明されています。

「東アジアの帝国としての日本、あるいは軍事国家としての日本を完全に断ち切って全く違う国家になっていったのではなく、一九四五年までの日本の体制を引きずった形での連続的な転換としてオリンピックを準備すると同時に、一度瓦解した東アジアの軍事的な帝国としての日本を「復興」するために、アメリカの大きな傘の下でそれに違う形を与えていくプロセスだったと思います。」¹⁵

吉見俊哉氏のこうした見解を見てみると、現在の菅自公政権がオリンピックの開催にこだわるのは、国際オリンピック委員会や関連組織の儲けを守ると言うばかりではなく、日本の東アジアにおける存在感を高める事やオリンピック開催を成し遂げることで国民の求心力を高め、行き詰っていた日本経済の新自由主義的な改革を一挙に推し進めたいという政権の願望が潜んでいるという側面も観ておく必要があるのではないかと思います。

結論的に言えば、日本政府がオリンピック開催にこだわるのは、お金儲けと国民の情熱(パッション)を自己の権力維持に利用したいという思惑だということになるでしょうか。

さて、それでは二〇二〇年東京オリンピックは開催できるのでしょうか。はっきり言ってそれは無謀な試みなのではないかと思います。緊急事態宣言も拡大・延長される中で、今や国民の八割が今年の開催に反対を表明しているうえに、諸外国からも手厳しい批判が寄せられている¹⁶わけで、これだけの世論を覆す力は菅政権にはないでしょう。国内の感染対策の専門家や医療従事者からの反対の声も日増しに高まってくるものと思われます。

個人的に警戒するのは、それでも菅自公政権がオリンピックを強行開催し、警戒されているインド変異株や、新たに脅威となってきたC o V I D-19 と「ム

¹³ 同。17頁。

¹⁴ 同。17頁。

¹⁵ 同。17頁。

¹⁶ 英紙タイムス。「世界最大の都市で開く4週間のイベントは明らかに中止すべきだ」

(<https://www.nikkei.com/article/DGXZQOGR03E7I0T00C21A3000000/>)

英紙ガーディアン。「五輪中止は失望と経済的損失につながる。だが、日本とIOC(国際オリンピック委員会)は五輪開催を正当化できるかどうか自問する必要がある。五輪はパンデミックを悪化させる可能性があり、そのリスクを検討する必要がある」

(<https://www.sponichi.co.jp/sports/news/2021/04/13/kiji/20210413s00048000404000c.html>)

ニューヨークタイムス。「スポーツ・イベントはスーパースプレッダー(感染拡大の源)になってはいけな
い。オリンピックをキャンセルせよ」、ワシントン・ポスト「オリンピック開催は不合理だ」

(<https://www.m2j.co.jp/report/2min-us/know/11152>)

コール症」の複合感染¹⁷が万一国内に広がった場合、非常に大きな人的損失が生じる可能性があります、その責任をIOCや招致委員会との間で擦り付け合う事態も想像されてしまうことです。オリンピックそのものが悪役にされ、二度と開催されなくなることも未来の想定分岐に含まれないわけではありません。

政府は本来のオリンピック精神に立ち返り、中止の決断を急ぐべきでしょう。

●=====●

★=====【コラム】=====★

国民投票法改正案が5月11日衆議院で成立し、参議院で審議されています。おおよその見方では今国会で可決成立するだろうとのことです。

国民投票法は憲法改定の手続法です。これを成立させること自体憲法改定を目指すことと同じであるわけですが、ではどのように憲法を変えようとしているのか。

はっきりと言えるのは日本を戦争できる国にすることです。彼らにとって本丸は憲法九条の無効化です。現行九条の条文があるがために、日本国は交戦権を持ちません。その最後の歯止めを外したいというのが現在の改憲勢力の長年の念願となっています。

彼らはこれまで外堀を埋める作業を着々と進めてきました。2013年の特定秘密の保護に関する法律（秘密保護法）・2015年の平和安全法制関連2法（安全保障関連法）を制定して、国民への情報開示の制限、自衛隊の武力行使の条件拡大などを図ってきました。そして先日「国家安全保障上重要な土地等に係る取引等の規制等に関する法律」案を可決・成立させました。戦前の要塞地帯法を彷彿とさせるこの法律は、国にその指定する施設の周辺住民の監視や財産の利用の自由を制限する権限を与えるものです。

こうした動きはまさに戦争をすることを前提にしたような法律で、後は九条の歯止めを何とかすればいつでも、というそういう段階での憲法改正の手続法の改定だったわけで、日本が戦争する危険性は一段と現実味を帯びてくるということになります。

しかし、この手続き法の成立は、逆に言えば社会主義体制への憲法改正もしやすくなるという側面もあります。そこで、憲法25条改正運動を積極的に押し進めるという対抗策を打ち出してはどうかと思うのです。

具体的にどう変えるのか？

¹⁷ BBC News、5月24日付 (<https://www.bbc.com/japanese/57224849>) またニッケイ、5月24日付 (<https://news.yahoo.co.jp/articles/84d515f9c43bae7b9568e073117b8271fd984360>)

現行では

「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。

国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。」

とありますが、これを

「国は、全ての国民に健康で文化的な生活を保障する義務を有す。

国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。

国は、すべての人の命を尊重しなければならない。」

に改正します。これは社会契約の当事者としての国の立場を明確にする(第一項の改正)もので、追加の第三項によって他国の国民も含め人命尊重の姿勢を示すように政策を縛るものです。現行の九条と併せて、平和国家としての日本を確立するものとなるでしょう。

★=====★

次回の発行は7月1日を予定しております。